

佐賀県神社庁報

第313号

★発行者 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-chou
@shore.ocn.ne.jp

神殿例祭の御案内

十一月十九日、恒例による神社庁
神殿例祭を斎行致します。

天照坐皇大御神を始め、県内各
神社の御祭神並びに、国学の四大
人（荷田春満大人、賀茂真淵大人、
本居宣長大人、平田篤胤大人）の御
前に、日頃の御神恩に感謝申し上
げ、皇室の弥栄と我が国内外の平
穏、産霊の繁栄を祈念する祭典で
あります。

つきましては、標記の通り斎行
致しますので、神職はもとより、下
記役職を兼ねておられる皆様は御
参列賜りますよう、御案内申し上
げます。

◇後日お届けする往復はがきの返信面にて出欠をお知らせ下さい。
直会準備の都合上、**十一月八日(金)**迄に投函願います

一、期 日

令和六年十一月十九日(火)
午前十一時斎行

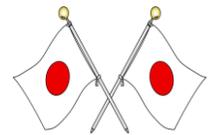
一、場 所

平和会館三階「神殿の間」

一、案 内

神社庁役員、監事、協議員
教化委員、研修所講師、支部長
支部幹事、大麻幹事
県総代会役員、評議員
総代会支部長、各指定団体会員
ほか管内神職

行事予定



祝祭日には国旗を
掲げましょう

十月

三日

東松浦地区西支部神宮大麻
曆頒布始奉告祭

於玄海町あすぴあ

神社本庁教誨師研究会

於岩手県

十二日

佐嘉神社例祭
佐賀縣護國神社前夜祭

十三日

鏡神社例祭
佐賀縣護國神社秋季例祭

(～十四日)

十九日

稲佐神社例祭
白鬚神社一四五〇年奉祝祭

二十日

西宮神社殿再建奉祝祭・鎮座
八五〇年式年祭

二十二日

役員会
神社本庁評議員会 於本庁

二十四日

与賀神社例祭

三十日

福岡矯正管区教誨師研究会

十一月

於沖繩県

一日 西松浦地区支部神宮大麻曆頒布始祭

於伊万里市民センター

五日 文化庁宗教法人実務研修会

(～六日) 於長崎県

七日 佐賀地区第二支部南神宮大麻曆頒布始奉告祭

於志賀神社

十一日 九州各県神社庁長会

九州各県神社庁長・総代会長会

十九日 神社庁神殿例祭

於長崎県

令和六年度 神職総会並びに災害対策研修会

去る九月五日(木)午前十時半より、平和会館三階「神殿の間」において令和六年度神職総会が開催された。座長には慣例により村田副庁長が登壇し、議事を進行した。

先ず、去る七月三十日に開催された神社庁協議員会にて承認された神社庁事業報告並びに一般会計歳入歳出決算を事務局が報告。また神宮大麻頒布活動推



進、国民精神昂揚運動合同研修会について、天皇皇后両陛下行幸啓に伴う奉迎行事についてが順次説明と協力依頼等がなされた。

午後一時からは災害対策研修会が開催され、「地域資源としての神社と地域防災を考える」と題した講演を皇學館大学文学部神道学科教授板井正斉先生から三時間頂戴し、参加者は終始耳を傾け、有意義なものとなった。

令和六年度

国民精神昂揚運動合同研修会開催

去る九月二十五日

(水)に鹿島市民文化ホールにおいて令和六年度国民精神昂揚運動合同研修会が開催された。

当日は午後二時に開会し、先ず開会儀礼の後主催者である南里総代会長が挨拶。挨拶の中で「十月五日に天皇皇后



両陛下の行幸啓を仰ぐこととなる本年、またその直前であるこのタイミングに竹田先生をお呼びできたことは大変嬉しく思う。参会者には是非とも皇室に対する理解を益々深めて戴いた上で、心からの御奉迎に繋げて欲しい。」と提灯奉迎への協力も呼びかけた。

午後二時半からは講師の竹田恒泰先生に「天皇と日本人と皇室が二千年続いた理由」と題しての御講演を戴き、神社関係者約四〇〇名、一般参加者約一八〇名の総勢約六〇〇名が九十分間の講演に熱心に耳を傾けた。

本研修は例年一泊二日の日程で行っていたが、国民スポーツ大会の関係で会場確保が困難となった為、已むなく講演会のみを実施。特に、今回は神道青年会からも「御奉迎への気運醸成の為に運営の一切を我々にお任せ戴きたい。」との熱い思いを神社庁・総代会役員に伝え実現した次第で、事前の告知や準備、大会当日の運営に至るまで神道青年会員が多方面で活躍したものとなりました。そういった思いを吐露しつつ、閉会に



あたって川浪雅英神青会長が挨拶を述べ、徳久庁長が聖寿の万歳を奉唱し、日程の全てを終えた。

(次号の神青会たよりで運営体験記を掲載予定)

運営に際して、御協力と参加者の動員を戴きました皆様に御礼申し上げます

令和六年度
神社庁神宮大麻曆頒布始奉告祭

去る九月二十七日、平和会館三階「神殿の間」において神社庁神宮大麻曆頒布始奉告祭が斎行された。

斎主には村田副庁長、神道青年会より落合洲造佐嘉神社権祢宜、古川恭子伊勢神社祢宜、永代優仁妻山神社祢宜が祭員として奉仕した。

当日は、徳久神社庁長、南里総代会長を始め、六十名が参列し、祭典は次第に則り斎行され、祝詞奏上後の「神宮大麻授受」では、斎主より神社庁長へ、神社庁長から総代会長へ授受がなされた。

祭典に引続き、南里会長より県下十三支部の総代会支部長へ神宮大麻・曆が手交され、各支部へと頒かたれた。また併

せて優良奉仕者表彰の伝達式が行われ、各被表彰支部、特別優良奉仕者、優良奉仕者、神職以外の優良奉仕者へ、表彰状と記念品が神社庁長より伝達された。

神宮大麻曆頒布表彰 (敬称略)

一、支部

神埼地区支部
杵島地区西支部

一、特別表彰頒布優良奉仕者

伊萬里神社宮司 加志田浩一

一、優良頒布奉仕者

乙宮神社宮司	遠田 康
玉寫神社祢宜	隈本 秀隆
鷹屋神社宮司	中村 勝正
天山神社宮司	泉 要次
波多八幡神社宮司	堤 貞信
八幡神社宮司	楠田 和子
諏訪神社宮司	前田 護
四阿屋神社宮司	三橋 国茂
鏡山神社宮司	本田 正博
曠久天満宮宮司	江副 友紀
一、優良頒布奉仕者(神職以外)	
若宮神社責任役員	船津 保雄
武雄神社責任役員	谷口 優

事務連絡

令和六年九月九日教化発第一三八号
神社本庁教化広報部長発・神社庁長宛

▼「共同社報 令和六年度秋版」活用方勸
奨の件

標記の件、左記のデータを作製し、神職専用サイトに掲載致しましたので、貴管内神社での活用につき勸奨戴きますやうお願い申し上げます。また、今後も各神社での教化活動に資するべく様々な資料のデータを神職専用サイトに掲載して参りますので、貴管内神職には本サイトの閲覧登録と活用につき、合はせて勸奨願ひます。

記

一、作製物

「共同社報令和六年度秋版」A4判カラー両面刷 PowerPoint データ神社名と連絡先を入力するだけで簡単に各神社の社報を作製することができます。左記部分の文字の入力、差替へてのプリンター印刷が可能です。(表面)題字(〇〇神社社報令和六年度秋号)・巻頭言・イラスト・顔写真(裏面)神社連絡先・コラム記事・祈祷案内

一、その他

御不明な点がございましたら、教化

課宛に御連絡下さい。(神社本庁教化広報部教化課)

電話番号 ○三三三三七九八〇一六

メールアドレス

kyokajin@jinjahoncho.or.jp

以上

◆◆教化委員たより◆◆

唐房祇園祭曳山製作

八幡社宮司 宮崎 貞克

唐津市唐房に鎮座します黒崎神社境内社八坂神社では毎年七月に唐房祇園祭が斎行されております。御神輿の渡御と共に山笠が曳き出され、氏子地域をお囃子の調べに合わせて練り歩きます。この唐房という地区は以前寄稿させて頂いた『千越し祝い唄』(いわし豊漁の祝い唄)が唄われる漁業が盛んな地域です。昭和初期、唐房地区は八郎組、恵比寿組など六組に分かれており、祇園祭では各組が山笠を製作し大変賑わっていたと聞きました。時代の変遷と漁業の衰退と共に山笠の数は徐々に減っていき、私が幼少の頃は二台。奉仕する今では二年に一度、一台になっています。毎年山笠を曳きたい、子供達に曳かせたいとの想い

から三年ほど前に地元数名の青年で会を発足。見切り発車気味にいきなり曳き山の製作が始まりました。製作当初は私や総代、区長も知らなかったほどです。しかし、徐々に周囲からの理解や協力を得て、見事完成されました。しかもほとんどが自主製作で作られています。完成報告祭では地域の方を始め、多くの方々にご参列頂き、唐房祇園祭の本番では子供達の元気な姿と共に曳山の巡幸も、めでたく終えることができました。

市内の神社では数百年続いてきた伝統行事が後継者不足の為に今年限りで途絶えるというニュースを見ました。そのインタビューで参加者の男性は「地区のつながりというかが、これがあったからしていたというのが無くなるのはあるけど、寂しいまでいくかという、練習との天秤にかけたら・・・外野としては見たいかもしれない。」この男性の言葉がすべてだと思います。伝統行事を継承することの難しさを自身の身に置き換え感じる気がいたしました。今回の唐房祇園祭曳山製作において気運の高まりと共に、このお祭が末永く継承されていくよう務めていきたいと思えます。

◆◆女子神職会たより◆◆

九州地区女子神職協議会

研修会に参加して

陶山神社祢宜 宮田 彩子

去る九月三日、鹿児島県の霧島神宮にて九州地区女子神職協議会研修会が開催された。

今年には鹿児島県の当番となり、二十八回目数を数える。

当県からは藤会長を始め、古川恭子、溝口美幸両会員と四名にて参加した。来賓として鹿児島県の神社庁長様、副庁長様お二方、神社庁参事様、全国女子神職協議会会長様であった。そしてこの来賓の方々は全員その後講義、懇親会までずっとご臨席賜った。

今回は「そうだ。国宝に行こう!」ということで、国宝に認定された霧島神宮が会場となった。山々に囲まれた緑の中に荘厳と輝く朱色の社殿。黒光りする漆の本殿に上がらせていただき、正式参拝、また、本殿の装飾や細工、内装の壁画について説明を受けた。九月とはいえとても暑い日ではあったが、高台にある本殿を抜ける風はとても心地よかった。

その後、参集殿に移動し、「百畳の間」

と呼ばれる大広間にて、霧島神宮、慶光院宮司様の講義を受けた。『霧島神宮今昔と伊勢の遷宮』と題し、霧島神宮の歴史、系譜など、スライドとユーモアを交えてお話しくださった。

その中で伊勢の倭姫命のお言葉「元元本本」（元を元とし、本を本とす）

「黒心なくして丹心をもちて、清く潔く齋き慎み、左の物を右に移さず、右の物を左に移さず、左の左とし、右を右とし、万事違ふことなく・・・」

要は全て原点を大事にするべきであると言うことである。

私は有り難いことに霧島神宮8年奉仕し、神職としての原点を学ばせていただいた。それから年月がだいぶ経ち、果たしてその原点は守られているのか・・・一人の神職が神社の長い歴史の中で預かる時間は、とても短い物だ。その中で、守るべきものはしっかりと守り伝えなくてはならない。もちろん時代に合わせた変化は大事だ。その変化が原点を覆す物になってはならない。宮司様のお話を聞きながら、改めて思った事であった。

霧島神宮も戦中、国主導にて本殿改修計画があったようだ。当時の宮司様は

「山即神 神即山」と答弁され、本殿改修には反対だったようだ。結果的に敗戦し、国家神道の考えが廃され、この計画も白紙となった訳であるが、当時の宮司様のお考えはさすがである。

しかし、この計画がなくなつたからこそ、今の社殿が残り、国宝指定となつたわけである。慶光院宮司様は「人生万事塞翁が馬」これこそが神道の「中今」の心であると締めくくられた。

有意義な講義の後は「九州は一つ」を体現すべく懇親会である。ホテルに会場を移し、皆、和気藹々と親好を深めた。一緒に参加した会員も各県の活動事例なども聞き、今後の自分たちの活動にも取り入れられ無いかなどと、普段はなかなか話せない事を夜通し語り合つた。

◆◆◆研修修了レポート◆◆◆ 神社庁雅楽指導者養成研修会

金刀比羅神社宮司 古川 勝茂

去る八月二日から四日にかけて、本社本庁を会場に開催され、全国より神社庁雅楽講師を目指し四十四名が参加した。

本社本庁では雅楽に関する指導を行うために、本社庁毎に各管につき雅楽講

師を置くことが定められており、本研修会はその雅楽講師たるべき人材の養成を目的に技術指導や各人の技量向上を図るために開催されている。

開講式では主催者を代表して浅山雅司総合研究部長より挨拶があり、宮内庁式部職楽部より招聘された多忠輝主席楽長（鳳笙）、上研司楽長（龍笛）、東儀季祥楽長補（箏）の三氏の講師紹介の後、講師を代表して多講師より挨拶を戴き、研修開始となった。

初日及び二日目は各管別の技術指導を中心に行われた。調子や曲ごとの特性について細やかな指導がなされ、神社の祭礼において奏楽する機会が多く、本社本庁雅楽講師養成の課題曲ともされている皇馨急、五常楽急、陪臚、雞徳、越殿楽の平調五曲を中心に、各調の音取や、研修生からの希望曲、一部舞楽曲も取り入れられ、終始活発な研修となった。

最終日は管別の研修をした後、三管合同の合奏研修となり、本庁神殿において研修生一同による平調音取、五常楽急、陪臚の奉納合奏を行い、各講師より講評を戴く運びとなった。

閉講式では、主催者を代表して小野貴

副常務理事より、また講師代表として多講師より夫々挨拶があり、終了証が授与され、全日程が終了した。

奉納合奏にて鳳笙の音頭の大任を戴き、未だかつてない程の緊張感を感じながらの奏楽となりましたが、宮内庁楽師より直接に指導を頂戴する貴重な機会を戴けたことは、ひとえに関係各位の御高配の賜物と改めて感謝を申し上げます。

この後は、神社本庁より頂いた等級に恥じぬよう、更なる精進を重ね、斯界の発展に貢献できるように、邁進していく所存でございます。

藤津地区支部祭式・神葬祭研修

五ノ宮神社宮司 宮崎 春己

令和六年八月二十一日(水)二十二日(木)の二日間、祐徳稲荷神社社務所にて藤津地区支部祭式・神葬祭研修会が開催されました。稲佐神社宮司笠原猛様を先生にむかえて支部各社宮司、祐徳稲荷神社各神職計十三名が参加しました。

研修は初日二日目ともに午前中は祭式の基本動作について、初日午後は神葬祭の座学で資料に基づき神葬祭の流れ

を、また地域的な差違を、祭詞・祓詞を教示頂き、その後DVD鑑賞により視覚的に学ばせて頂きました。二日目午後は、神葬祭・祭式実習で二人一組齋主、副齋主を決めて通夜祭遷霊祭等の模擬実習を行いました。

開講式において鍋島理事が、経験の浅い神職であろうと、ベテランの神職であろうと、どんなに御神前にて真摯に奉仕していようと、みんな知らず知らずのうちに変な癖、思い込みの作法を行っている事がかなりの確率であるから、定期的な研修会を行い、その手直しをする事が大事と仰いましたが、その事を思い知る二日間の研修でした。以下、私の祭式作法の欠点、改善点です。①神饌献撤(瓶子、水玉の開け閉め)における歩行が正中作法によって行えてないこと②宮司一拝の歩行は正中に真っ直ぐ進行しなければならぬのに、右左折を用いていること③小揖深揖ともに止笏から正笏への笏の動きが外に大きくふくらみ作法が雑にみえること④膝行の作法全体が下手であること等々切りがありません。祭式教本を改めて腰を据えて読み直そうと思います。

神葬祭の研修では神葬祭の流れとして、幕末までは、「死者を地域の人たちで見送る自葬」が認められていたが、明治時代初頭には禁止され、公に神葬祭の神官奉仕が認許されるようになると、公定の「葬祭略式」や私撰の神葬次第書が漸次刊行されたが、各書に記載されたその次第や調度装束には相違があり、霊魂觀も各様に認識が異なっていたので仏葬が定着していた当時の時代背景からしても神葬祭の徹底には限界あったこと、今日では神職が神葬祭を奉仕する際に多く抛り所とする資料として神社本庁が昭和四五年に編纂した「神葬祭の栞」挙げられこれにもとづき現在、神葬祭の祭儀が行われていることを学びました。

基本的な祭儀は以下の通り①帰幽奉告の儀②通夜祭③遷霊祭④発柩祭及び葬列⑤発柩後祓除の儀⑥葬場祭⑦火葬祭⑧墓所地鎮祭ならびに祓除の儀⑨埋葬祭⑩帰家祭および霊前日供の儀⑪毎日祭及び五十日祭⑫忌明け後の清祓の儀

地域的な差違としてはそれを論ずることは極めて困難であるが、本庁の実態調査に対する吉村政徳氏の長崎県の報

告では通夜祭と遷霊祭を一連の祭儀として執り行われる場合が多いとあったが、佐賀県も多いといわれた。

また別紙資料により県下各支部の神葬祭の実態についても説明された。

実習後半には家族葬の流れ「二日の場合」条件として預かり安置の場合と表した帰幽奉告から帰家祭、十日祭まで次第をしめたプリントが渡され、支部のフォームとしてどうかと提案されました。

神職資格を取得して十年、地元氏神社宮司として八年目を迎えた私ですが神葬祭は副斎主として「通夜祭・遷霊祭」「葬場祭」に数回奉仕した程度です。斎主の重責は極一部のベテランの神職様に頼っているのが現状です。人の死は突然訪れるもの、じっくり準備する時間はありません。待ったなしです。そのような中で支部神職の誰もが斎主としてご奉仕できるように企画されたのが、今回の研修でした。終わりに懇切丁寧にまた楽しく教えて下さった笠原宮司様、研修の場を提供くださいました鍋島宮司様にあらためて感謝申し上げます。

研修修了報告

神社本庁総合研究所直轄研修

女子神職神道行法錬成研修会

一、日時

令和六年八月二十一日(水)

二十二日(木)

一・五日間

一、場所

石上神宮

一、修了者

大江神大神宮

宮崎県神社庁研修所主催

九州地区中堅神職研修(乙)

一、日時

令和六年九月九日(月)

十三日(金)

一、場所

宮崎県神社庁

佐賀県神社庁研修所主催

災害対策研修会

一、期日

令和六年九月五日(木)

一、開催地

平和会館三階「神殿の間」

一、修了者

石橋 明彦

加志田崇嗣

宮崎 浩司

藤瀬 昭三

橋富 敬子

宮崎 和清

事務報告

【御垣内特別参拝許可願申請】

伊萬里神社宮司 加志田浩一

・参拝日 皇大神宮

・員数 令和六年九月二十一日

江里口剛仁

他六名

北島 巖

日吉 高明

川浪ひとみ

光増 隆昭

永代 優仁

笠原 猛

落合 洲造

古川 和生

江頭 慶宣

村田 直敏

栗原 潔

田中 美香

宮崎 春己

橋富太市郎

北島 巖

川浪 勝英

石丸 正和

永代 龍三郎

中村 勝正

佐野 安正

黒髪 宜嗣

川浪 勝英

石丸 正和

永代 龍三郎

中村 勝正

佐野 安正

溝上 忠秀

川浪 雅英

徳久 俊彦

鍋島 朝寿

野崎 洸史

有森 龍弘

池田 知史

持永 圭子

以上、三十四名

【任免】

乙宮社 松本 剛

小城市牛津町牛津

乙宮社宮司に任ずる

令和六年九月一日

唐津神社宮司 戸川 忠俊

唐津市十人町

兼ねて唐津天満宮宮司に任ずる

唐津市元石町

兼ねて大石大神社宮司に任ずる

唐津市東町

兼ねて金刀比羅神社宮司に任ずる

唐津市竹木場

兼ねて御嶽神社宮司に任ずる

唐津市水主町

兼ねて天満神社宮司に任ずる

令和六年九月一日

■祐徳稲荷神社権宮司 北原 秀孝

鹿島市古枝乙

祐徳稲荷神社権宮司を免ずる

令和六年九月二十日

■岡山神社兼天満神社宮司 栗原 潔

願いに依り小城市三日月町樋口

天満神社宮司特任を免ずる

令和六年九月三十日

■岡山神社宮司 栗原 潔

小城市三日月町樋口

天満神社宮司に任ずる

令和六年十月一日

■岡山神社宮司 栗原 潔

庁規第九十条第二項の規定により

兼ねて小城市三日月町堀江

山王神社宮司に特任する

令和六年十月一日

(但し任期は三年間)

■大江神大神宮祓宜 井崎 求

杵島郡江北町

大江神大神宮宮司に任ずる

令和六年十月一日

■大江神大神宮宮司 井崎 求

杵島郡江北町

兼ねて宝満社宮司に任ずる

兼ねて聖廟社宮司に任ずる

兼ねて天満宮宮司に任ずる

兼ねて八町大神宮宮司に任ずる

兼ねて天満社宮司に任ずる

兼ねて天子社宮司に任ずる

令和六年十月一日

■鏡神社権祓宜 松田 晃

佐賀市諸富町

大堂神社権祓宜に任ずる

令和六年十月一日

【昇 級】

■八幡社宮司 宮崎 貞克

神職身分二級とする

令和六年九月一日

■香椎神社宮司 村田 直敏

伊萬里神社宮司 加志田浩一

神職身分二級上とする

令和六年九月十日

寄贈書籍等目録並びに御芳名

自 令和六年 九月 一日

至 全 三十一日

・二葉 第一五四号

広島県神社庁 様

・神政ひろしま 第三十号

神政連広島県本部 様

・みすずかる 第十四号

長野県女子神職会 様

・高知件神社庁報 第八七七号

高知県神社庁 様

・靖国 第八三〇号

靖国神社 様

・山形県神社庁報 第一五〇号

山形県神社庁 様

・みいづ 第一五九号

稜威會本部 様

・まつのを 第五十一号

松尾大社 様

・宮崎県神社庁報

宮崎県神社庁 様

・平安楽土 第九五号

平安神宮 様

・代々木 六六号

明治神宮 様